

## 調定番号設定要綱

制 定 昭和 56 年 11 月 15 日局長決  
最近改正 令和 5 年 3 月 23 日営業企画担当課長決

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、調定番号の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (調定番号の決定)

第 2 条 調定番号は、住居表示に基づく使用者ごとに固定した番号に基づいて決定する。

### (調定番号の設定基準)

第 3 条 調定番号は、次の各号を基準として設定する。

#### (1) 調定番号の桁数及び各コードの配列

調定番号の桁数及び配列は、別表のとおりとする。

#### (2) 事業所コードの設定

事業所コードは、10 から 80 の範囲の数字で設定する。

#### (3) 行政区コードの設定

行政区コードは、A から Z の範囲の英字で設定する。

#### (4) 町名コードの設定

町名コードは、一事業所単位に 100 から 999 の範囲の数字で設定する。設定にあたって、前 2 桁については行政区・町名別の 50 音順に設定し、後 1 桁については丁目に基づく数字で設定する。ただし、中央区・天王寺区・浪速区の町名コードは、100 から 999 の範囲の数字で、行政区・町名・丁目別の 50 音順に設定する。

#### (5) 番・号・サブコードの設定

##### ア 新町名区域

番・号・サブコードは、住居表示の街区（番）・住居番号（号）・サブ番号で設定する。ただし、中高層住宅の号コードは、一般家屋との区分（以下、「住宅区分」という。）及び棟番号で設定する。

##### イ 旧町名区域

番・号・サブコードは、一般家屋については番地・サブ番号で、中高層住宅については番地・住宅区分・棟番号・部屋番号で設定する。

### (調定番号設定の細目)

第 4 条 この要綱の細目については、営業企画担当課長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

## 附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

## 別 表

調定番号の設定基準																				
区域別	コード 建物別	事業所 コード	行政区 コード	町名コード			番コード		号コード			サブコード								
		1 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14 15						
新町名区域	一般家屋	事業所	行政区	町名			街区 (番)		住居番号 (号)			サブ番号								
				(町)	(丁目)				住居番号 (号)											
旧町名区域	中高層住宅	”	”	町名			街区 (番)	住宅区分	住居番号 (号)			棟番号	部屋番号							
				(町)	(丁目)				番地											
[住居表示未実施区域]	一般家屋	”	”	町名			番地			サブ番号										
				(丁目を含む)						棟番号			部屋番号							
[住居表示未実施区域]	中高層住宅	”	”	町名			番地	住宅区分	部屋番号											
				(丁目を含む)					棟番号											